住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案

(「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に対する意見・提案)

本資料は、部会として「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第1稿)」への意見・提案をとりまとめる際の参考のため、これまでの住民参加部会での主な意見・やりとり内容をとりまとめたものです。

目 次

(1)	計画策定• 持	推進(4. 1	, 5.	1)	 	 • • • • •	 • • • • •		2
(2)	環境分野(4. 2.	5.	2) ··	• • • •	 	 	 • • • • •	(9
(3)	治水分野 (4.3,	5.	3) ··	• • • •	 	 	 	1 :	5
(4)	利水分野(4.4.	5.	4) …	• • • •	 	 	 	1 9	9
(5)	利用分野(4. 5,	5.	5) …	• • • •	 	 	 	2 2	2
(6)	ダム (4.	6、5.	6)		• • • •	 	 	 	• 2 7	7

本資料の構成

分野(計画策定・推進、環境、治水、利水、利用、ダム)毎に下記の構成となっています。

- ①検討の論点
- ②住民参加部会での主な意見・やりとり内容 (部会での意見および6/4ヶ切で募集した意見)
- ③4月までの他部会・委員会での主な意見・やりとり内容 (第20回委員会以前の部会、委員会での意見)

- ④説明資料 (第1稿) への部会としての意見・提案
 - ②、③に基づく、部会としての意見・提案内容

(1)計画策定・推進(4.1、5.1)

検討の論点

- ・計画の進捗チェック、見直しの考え方、方法はこれで良いか
- ・河川レンジャーの位置づけはこれで良いか
- ・河川に関わる市民を増やす仕組みづくりをどうするか (特に川や水に関心をもっていない 若者や子どもたちにどう発信するか)
- ・住民参加の理念をふまえて実践するにはどうしたらよいか。また実践事例を理論化・一般 化していくにはどうしたらよいか。
- ・協議会等のあり方、つくり方、活かし方をどうするのか

住民参加部会での主な意見・やりとり内容

全般

- ・流域全体で対応すべき部分については、住民が関わっていくことを明記すべきである。: *第 3 回* 住民参加部会 (030411)
- ・提言は総括的に書いているが、河川管理者は自分達の河川管理業務を想定して述べているので合わない部分が出てきている。そこに留意して、提言の理念が活かされているか、またはどう活かすべきかをより具体的に詰めていくべき。: 第5回住民参加部会(030527)
- ・今後、淀川水系流域委員会の庶務は委員会管轄の下、**淀川河川整備に関わる各協議会等で求められる流域住民の意見や、住民からの質問事項等を一括収集・整理**し、各協議会等からの回答、河川管理者の対応を含め、必要事項を取りまとめ、そのホームページをもって、同委員会の継続的な住民意見の収集と反映・公表の主要な手段とする。: *畑委員提出(030605)*
- ・住民参加の形式にはさまざまなものがある、誰でも、どこからでも、何時でも、気軽に自由に意見が述べられる、複数のチャンネルを準備し、住民がそのチャンネルを自由に選ぶことができるよう配慮したい。: 田村委員提出 (030603)
- ・住民の意見が如何に行政に反映したか(しなかったか)を、意見を提示した住民に返すことが肝要。それによって住民のより優れた意見を引き出し、住民参加の実質を促進する効果がある。: *田 村委員提出 (030603)*

情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

<住民との連携・協働等について>

- ・住民との連携は、計画の策定時においてもその後の実施段階においても一緒にやっていくという ことだと思う。先日のダムの説明では、見直しに1、2年という数字が言われていたが、その数字 は例えば委員会の環境の専門の委員などに環境への影響調査にかかる期間を聞いた上で出た数字 ではなかったと思う。まだ行政だけで何でもやっていこうという意識が根強いように感じるが、 それを変えないと住民との連携は進まない。: 第5回住民参加部会 (030527)
- →この住民参加部会では、今まで行政が管理してきた河川行政をどれだけ住民自治に移行していけるかを議論している。河川管理者も、今までの河川の管理という考え方から住民自治を活かした管理、或いは改善といった考え方に転換すべきである。: *第5回住民参加部会(030527)*
- ・環境評価法の住民参加の規定では、説明会と公聴会は分けられている。主に情報提供を行う会と

意見を聴く会では性格が違う。説明会をもって住民参加とすることはできない。: 第 1 回住民参加部会 (030224)

・上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方も検討してほしい。: *第 2 回住 民参加部会 (030327)*

<人材育成について>

- ・住民といっても、関心の高い層から無関心層、利害関係者、有識者、市民団体など多様であり、 それぞれ参加の性質が違うので、参加者の類型毎に参加の手法を整理する必要がある。また、集 まった住民意見も、利害の対立等が絡み単純には処理できない。これを整理し判断するには、評 価手法を知る人材が河川管理者と住民との間に入る必要があり、そのような**人材の養成について** も考えておく必要がある。: 第1回住民参加部会(030224)
- ・相反する利害が発生する場合の合意形成は、信頼と安心が基礎となるので、河川管理者と住民との間をつなぐコーディネーターの能力や人間性が重要なファクターとなる。: 第 1 回住民参加部会 (030224)
- ・ハードな視点だけではなく、**ソフトな部分の人材育成**についての視点も、是非加えてほしい。: *第 第 3 回住民参加部会 (030411)*
- ・住民や子供達が行う環境調査については、データが不足しているから協力を仰ぐということだけではなく、主体的な意見形成のためにそのプロセスに参画することの大切さを認識してほしい。 そのような参加を排除するのではなく、かかわることこそが大事だ。: 第3回住民参加部会(030411)

河川レンジャーのあり方について

- ・説明資料(第1稿)5.1.2で、地域の自然等に詳しい団体等から人選した河川レンジャーに河川・環境学習指導等を試行的に依頼、とあるが、まず河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にする必要があり、そのうえで、その目標を理解した人材の育成が必要になる。節水を心がける、川を汚さないようにする、またはダムや狭窄部の問題を考えてもらえるような環境教育でなければ河川整備計画の中で行う環境教育にはならないだろう。間に合わせで人材を選ぶのではなく、目標に合った人材を育成する仕組みやその支援制度などについても考えていかなければならない。: 第2回住民参加部会(030327)
 - →河川レンジャーを制度として位置づけ、国が人選するのがよいかどうかは疑問である。河川レンジャー制度を導入する前のプロセスとして、実際に参加の試みを進めていく中から住民をまとめ 提案ができるような人が出てくることが必要だ。: 第2回住民参加部会 (030327)
 - →住民との協働を担保するのが河川レンジャーと拠点というだけでは足りないと思う。事業アセスメントの手続きを見直し、住民が参加し、その努力が活かされる仕組みや体制を行政側からつくるべきだ。例えば、現場で使える住民参加の手引きを作成することを事業として盛り込むだけでも効果があるだろう。まず住民が実績をつくれる状況づくりをして、結果的に河川レンジャーになる人が出てくるべき。: 第2回住民参加部会(030327)
 - →皆に川のことを教える、整備計画についての提案もしてくれる、皆の合意もつくる、そういう河 川レンジャーが信頼を勝ち得るには行政ではなく住民から信頼されるべき。それは実績から生ま れる。: *第2回住民参加部会 (030327)*
- →運動している人は地域社会の中では特殊な人と見られ地域からの信頼は得られにくいが、マスコミや行政からはよく見える。行政からの信頼も必要だが住民からの信頼がなければ実際には成り立たない。: 第2回住民参加部会 (030327)

- →地域に住む人は、省庁の縦割りの中で生きているわけではない。したがって河川レンジャーを河川整備計画をきっちり専門的に語れるというように限定しない方がいいと思う。: *第2回住民参加部会(030327)*
- →河川レンジャーは個人だけを想定している訳ではない。複数の人々、NPO(新設含む)等も視野に入れて検討すべき。: *第2回住民参加部会(030327)*
- →ある運動をしている団体に定常的に業務を委託する場合、パートナーシップと言いながらも外からは癒着のように見えてしまうことがある。その団体なり個人なりの仕事を毎年評価する仕組み も必要である。: 第2回住民参加部会(030327)
- →河川管理者もまず試行から始めるとしているように、**あまり固定せずに試行錯誤しながら、進化** させていくのがよい。: *第2回住民参加部会(030327)*
- ・河川レンジャーの是非だけでなく、**具体的な住民参加促進のプロセスについて、もっと戦略的な** 議論が必要。: *村上委員提出(030527)*
- ・治水・防災に関しては、河川レンジャーのことが出てきていないが、中間とりまとめで出していた河川レンジャーの役割の半分は治水・防災に関することである。第1稿では計画策定のところに主に河川環境や環境学習という役割で記されているだけだが、この河川レンジャーや流域センターの位置づけについて再考してもらいたい。: 第5回住民参加部会(030527)
- →第 1 稿では環境学習について触れているだけだが、この役割だけではないと考えており、第 2 稿では具体的にどのような方々にどのような事をお願いするかを記載すべく現在詰めているところである。(河川管理者): 第 5 回住民参加部会 (030527)
- →河川レンジャーや流域センター設置検討会といったものをつくり、そこで具体化に向けた検討をしてはどうか。河川レンジャーの養成や処遇等についても考える必要がある。委員会の委員だけでなくオープンでこの検討会を行い、皆で考えて具現していきたいと考えている。: 第5回住民参加部会(030527)
- →この資料 2-1 補足に書かれている内容はビジョンとして大切だが、実態を調査することも必要だ。 既に水防団がある、あるいは自治会の中に堤防委員がいる等があれば、それをうまく活かして流 域センターにもっていくべき。水害の知恵も調査して残すことができる。調査はデータよりもプ ロセスが重要であり、調査に関わる中で本気になる人が出てきて河川レンジャーの主体になって いくという過程があることが大事だ。それをソフトのプログラムとして組んでほしい。: 第 5 回住民参加部会 (030527)
- →河川レンジャー制度の運用をどのくらいの細かさでやるのか、ということまできっちり詰める必要がある。また、防災に関してだが、地域の災害の記憶は完全に断絶していることが多い。消防訓練のように、学校と連携して、地元を良く知る水防団の人に話をしてもらう等を検討してほしい。: 第5回住民参加部会 (030527)

河川レンジャーの名称について

- ・用語についてだが、河川レンジャー等の横文字は一般には理解しにくいので、誰にでもわかるよ うな言葉に直すべき。また、レンジャーには管理するという意味合いが強いので、この場合適切 なのかも検討すべきだ。: 第2回住民参加部会(030327)
 - →これは新しい概念であるので、河川レンジャーは仮称とし、その正式な名称も含め、あり方や役割等を河川管理者や NPO 等様々な主体が関わって検討し、つくりあげていくことが必要だ。名称については、住民による自主管理の役割もあることも踏まえて適切な言葉を探さなければならな

い。: 第2回住民参加部会 (030327)

→できれば先に名称を固定した方がよいが、その際「川守り」のような子どもからお年寄りまでわかる親しみやすい言葉にすべきだ。: *第2回住民参加部会(030327)*

河川レンジャーの活動拠点について

- ・整備内容シート(第1稿)で計画1、計画2を出していただいているが、この内容では**地域社会へ入り込むような視点が不足**している。河川レンジャーの拠点のイメージが、地域から見た専門家がいない「アクア琵琶」等であることに河川管理者側の勉強不足を感じる。例えば琵琶湖ならより地域に密着した拠点が他に幾つも存在する。: 第2回住民参加部会(030327)
 - →提言を踏まえながら、より具体的でわかりやすいものを目指して整備内容シート(第1稿)を用意した。この内容をまた審議していただき、検討したうえで試行を重ねて本格的なものにしていきたい。また、この試行の際の活動拠点を考えるにあたり、現在実際に活用し得る具体的な施設の名を記した。(河川管理者): 第2回住民参加部会(030327)
 - →各流域で既に行われている活動はたくさんあるので、そのような活動の拠点やネットワークを参考にすれば、自然と具体的なイメージも出てくるのではないか。立派な拠点がなくても、様々な連携軸をつくりネットワークを広げている例から学ぶことで、拠点論も出てくるだろう。: *第2* 回住民参加部会 (030327)
- →拠点の問題も含め、**仕組みを考えるよりもまず必要性をつくることが大事**ではないか。必要性をつくれば形はできる。: *第2回住民参加部会(030327)*
- →最初からパーフェクトなものを求めても簡単にはいかない。まず、出発点として何らかの基本を 置いておくべき。: *第2回住民参加部会(030327)*

琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)等の協議 会について

- ・住民参加は、信頼と安心を得るための作業であり時間をかけて行わざるをえないことを十分認識 してほしい。協議会については、ただ箱を作れば良い、会議だけを作れば良いという考え方をし ないようにして頂きたい。また、「環境」や「学識経験者」など、協議会を説明する言葉の定義ま できちんと共有できるようにしてもらいたい。: 第3回住民参加部会 (030411)
- →既存の組織に住民代表を参加させるだけで、住民参加が実現できるとは思えない。協議会のあり 方や、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを流域委員会で定義すべきではないか。: 第3 回住民参加部会 (030411)
- →箱物も、住民の交流の場という面から必要であり、拠点づくりはやってもらいたい。また、継続的に、住民との仲介役となる人材等にも予算を割いてほしい。: *第3回住民参加部会(030411)*
- →**どこか場所を決めるのではなく色々な所に拠点を**、個人宅等も含めて既存の施設も活用しながら作っていくという発想が重要。: *第3回住民参加部会(030411)*
- ・様々な協議会は、問題点を協議するだけではなく、**どのように持続的に住民の声を聴き続け、またそれを計画等に反映させるかということを協議項目の一つにすべき**。: *第 5 回住民参加部会(030527)*
- ・淀川水系流域委員会の提言の理念や精神、考え方がここで述べられている各種の委員会や協議会にどこまで受け継がれるか心配している。河川管理者はどのように考えているのか。: 第 5 回住 民参加部会 (030527)

- →各種委員会等で行われている協議の内容や状況、その決定を、また、協議がうまく進まない場合には問題点を、この流域委員会に報告し、助言をしていただきたいと考えている。(河川管理者): 第5回住民参加部会 (030527)
- ・官民一体の人のネットワークが基本と思う。平常から意見交換し問題点を確認しあうこと、そしてそれを次の世代につなげることが大切だ。各地で組織を動かしている人たちをどう横でつないでいくかが課題である。: 第5回住民参加部会(030527)
- →協議会や委員会に住民の代表を入れるだけでなく、**関係住民が誰でも参加できる開かれた流域フォーラムのようなものが協議会等と並列して設置されること**で住民参加は機能するのではないか。: *第 5 回住民参加部会 (030527)*

他部会・委員会での主な意見・やりとり内容 全般

- ・説明資料(第1稿)には、部会で議論のあった、子供達への河川・環境学習の推進に関する施策が盛り込まれていない。: 第21回琵琶湖部会 (030129)
- →河川レンジャーに関するところで、現段階では「環境学習の指導等を試行的に依頼」と記述する にとどまっている: 第 21 回琵琶湖部会 (030129)
- ・河川整備計画(以下、整備計画)については、行政評価法における評価の対象となるのか。また、 これに基づくパブリックコメント(意見募集)を実施する予定はあるのか。: 第18回委員会(030224) →整備計画は行政評価法における評価の対象となる。説明資料(第1稿)に記した、整備計画策定 後に計画のチェックや見直しを行う組織でパブリックコメントも含めて実施していきたいと考え ている。(河川管理者): 第18回委員会(030224)
- ・本流域委員会は規模が大きすぎる。**地元の具体的な整備内容に関しては、河川ごとに委員会を作り**、そこに任せてはどうか。: 第3回環境・利用部会(030410)

委員会、部会が行う試行について

- ・提言内容と河川管理者の整備計画の対応がわかりにくい。提言に多く記した住民参加の部分について、説明資料第 1 稿の中でどう書かれてあるのか、一度整理していただきたい。また、**住民から意見を聴取するに際しては目的意識をもって取り組まねば、無限に意見を聞き続けてもまとまらない。**: 第 21 回琵琶湖部会 (030129)
- →住民への情報公開や地域との連携について、資料に記載していることは少ないが、ソフト対策は、整備計画に当然含まれている。住民意見の聴取・反映方法については整備計画を策定する際のプロセスなのであり、整備計画自体に位置付けることはできない。(河川管理者): 第21回琵琶湖部会(030129)
- →治水や利水については、住民参加型のシステムをつくる等のソフト対策を行うべきだという議論 を何度もしてきた。その部分も河川整備計画に含めるべきではないか。: 第 21 回琵琶湖部会 (030129)
- ・住民同士の対話がうまくいかなかった要因として役所が仲立ちしてきたことがあげられる。ダムや河川利用など具体的なテーマについて、住民同士(例:上流と下流)が対話できる環境を整えることが重要である。委員会としてやれることがあるならやってみたい。住民意見の調整役となる河川レンジャーが担うべき役割も明確化しておく必要がある。: 第21回琵琶湖部会(030129) →サイレントマジョリティといわれる層の方は、日々の暮らしの中で水や河川のことをあまり意識

していない。切実な想いを持っている地域の方から意見を聞くことは容易だが、無意識な層から 意見を聞くのは難しい。日常それほど問題のない所で、もし蛇口がとまったら、洪水が起きたら、 といった意見を聞くための見通しを立てる必要がある。住民同士では必ず意見が分かれる。お互 い立場の違いを超えて何ができるのかを考えるべき。住民同士のコミュニケーションの場を作る 試行は必要だと考える。: 第 21 回琵琶湖部会 (030129)

- ・琵琶湖部会が、まず試行を行うべきだ。**農業者や漁業者、林業の後継者など、今まで盲点になっていた若い世代の人達から意見を聞くことが必要で**ある。: 第21回琵琶湖部会(030129)
- ・地域の再生をキーワードに、子供の意見を集めて、世界水フォーラムに持ち込むという取り組み を行っている。ある意味、それが試行となり得るかもしれない。一人一人の委員が、それぞれの フィールドで試行を行い、その結果を意見聴取グループに伝えるのが委員としての責務なのでは ないか。: 第21回琵琶湖部会(030129)
- ・試行とは別に、河川管理者が主体となって、実際に意見を聴取・反映するためのフォーラム等を つくるのはどうか。: *第 21 回琵琶湖部会 (030129)*

④ 説明資料 (第1稿) への部会としての意見・提案 () 内は部会での検討課題

<全般>

- ・住民参加を実現するために必要な人材の育成について検討する旨を記述すべきである。 (必要な人材のイメージの具体化、どのような人を対象とするのか等の検討)
- ・上流、中流、下流の流域住民の話し合いや交流等の参加のあり方について検討する旨を記述すべきである。

(河川レンジャーの活動として位置づけるか、協議会の場等を活用するのか)

- ・各協議会等で求められる住民意見や質問を、一括して収集・整理する窓口が必要
- ・住民意見を反映したかどうかを、住民に返答する必要がある。
- ・住民参加のチャンネルとして複数のものを用意し、住民が選べるようにして欲しい。
- ・河川毎に委員会等を作り、各地域の検討を行うべきである。

<河川レンジャーについて>

・河川整備計画における河川・環境教育の目標を明確にし、その目標を理解した人材の育成 について検討する旨を記述すべきである。その目標にあった人材を河川レンジャーとして 選定すべきである。

(上記案を部会意見とするか、河川・環境教育の目標のイメージは?河川レンジャーの役割を限定するか等)

- ・河川レンジャーは、名称・あり方・役割を検討する組織を作るべき。 (名称についての部会としての考え方の整理)
- ・整備計画の推進にあたっては、河川レンジャーの活動拠点について、他の地域に密着した 拠点も候補にいれ、地域の特性にあわせて検討して頂きたい。

<協議会について>

・協議会で行うべき内容やあり方、構成人員、意思決定方法などのガイドラインを設定すべき。

(住民参加の観点から見た協議会等のあり方、構成、意思決定方法等のイメージは)

- ・協議会では、どのように住民の声を持続的に聞き、それを反映させるかも協議すべき。
- ・住民が誰でも参加できる地域フォーラム等を協議会と併設すべき。

(2)環境分野(4.2、5.2)

検討の論点

- ・住民との連携はこれで良いか(モニタリングにおける住民との協働、情報共有のあり方等、 行政がもっていて開示するべき情報(科学的知識や法制度的知識)と、住民が知っている 情報(経験的知識や生活的恵知)のすりあわせのあり方
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか
- ・環境学習の位置付けは(自ら学ぶ環境学習へ向けた教材・素材の開発)

住民参加部会での主な意見・やりとり内容 環境全般

<モニタリング等について>

- ・様々な箇所に出てきているモニタリングやアセスメントには、全て住民の参加が必要である。環境・利用部会で出た意見として「モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある」とあるが、生物について詳しい住民だけが参加できるのではなく、誰でも参加できるという新しい考え方を浸透させるべき。その方法や仕組みをつくっていかなければならない。また、モニタリングをして絶滅危惧種が見つかった場合、結局それを移植して終わりになりがちだが、大事なのはその生育環境なので、種だけ移植しても意味はない。: 第5回住民参加部会(030527)
- →住民側に継続性があるかということを開発側、河川管理者側は気にしているのではないか。その 意味では、**住民は継続的に関わるべく**努力すべきである。あるいは**そのためのシステムを考えな ければならない。**(部会長): *第5回住民参加部会(030527)*
- →事業の計画・実施段階から関わっていければ、住民は自主的に継続的に関わる。むしろ数年で担当者が変わってしまう行政の非継続の問題を、住民参加(主体)の事業ではクリアすることができる。: 村上委員提出 (030527)

水質

<琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)について>

- ・説明資料(第1稿)に記載されている水質管理協議会で行うべきことの中身をはっきりしたほうがよい。5番目として、「自治体間等での連携を進めるため、どういう施策を行うべきかを検討する」と明記してはどうか。: 第3回住民参加部会(030411)
- ・5.2.4 の水質管理協議会の設立の項で、「住民代表」と書かれているが、この場合の住民とはどのようなことを考えているのか。また、積極的な住民参加という言葉も書かれているが、5.1.2 では住民との連携・協働という言葉が使われており、参加と協働では内容が違う。: 第5回住民参加部会(030527)
 - →これまで流域の水質管理協議会では関係自治体等だけで水質管理をやっていたが、なかなか浄化が進んでいない。そこで、住民の協力を得てやっていく必要があると考え、住民が参加できる仕組みとして、この協議会に住民の代表の方に入っていただくことを考えている。(河川管理者): 第5回住民参加部会 (030527)
 - →既存の組織に住民代表を入れるだけで実際に住民参加として機能するかは疑問である。協議会に 住民の代表を入れるだけでなく、公聴会やヒアリング等を実施して住民と積極的に連絡をとり、

住民と相談しながらやっていくことが必要。: 第5回住民参加部会 (030527)

- →地域の人たちにとって、川が汚いかきれいかというのは水の透明度や生き物がいる等の視覚的情報が大きく影響しており、COD や BOD という行政や研究者の指標とは違った認識の仕方がある。 人々に関心をもってもらうきっかけや情報がどのようなものかについて部会から具体的に提言することも大事だ。: 第5回住民参加部会(030527)
- →琵琶湖辺で蛍を取り戻そうという試みをしているが、これには水質も生態系も含まれている。水質や生態系をよくしましょうというより、蛍がたくさんいる川を取り戻そうという方が住民には入りやすい。地域の人がイメージを持てるような呼びかけが大事であり、そのようなやり方を工夫してほしい。: 第5回住民参加部会 (030527)
- →住民が積極的に何かやろうとするためには**ビジョンが必要**である。参加することでこのように良くなるという直感、あるいは確信がなければ動かない。淀川水系の環境回復を協議するような場にして、そこを出発点にして水質を協議するという流れにしないと、このままではきちんとした住民参加はできないのではないか。: 第5回住民参加部会(030527)
- →現状では項目ごとに縦割りの協議会が考えられているが、住民は縦割りではないので、**縦割りで** ない参加の仕組みを考えるべき。: 第5回住民参加部会 (030527)
- →河川管理者でできることの範囲内で計画をつくっているのでこのような縦割りの住民参加になる。 提言で出された河川環境自然再生化計画のようなものをわかりやすい指標で示して、河川管理者 が音頭をとって省庁も住民も参加してそれに向かって皆で考えるような大きな場を考えてはどう か。まずは学識経験者を含む検討会という形でも良いと思う。: 第5回住民参加部会 (030527) →5.2.4 の 4) にある水質事故の防止・対処については、原因が事業者であることが多く対処は行政
 - にしかできないこともある。しかし住民が異変に気づくことからその早期発見が可能になるので、地元の人の目や五感を取り込むことが大事である。もう一つの汚濁原因である面源負荷については、住民や自治体の意識を変えていく必要があり、ただ協議会に住民の代表を入れてその中で諮るだけでは不十分である。子どもや主婦などが楽しみながら、環境保全に貢献しているという実感を得ながらできるような切り口を見つけなければならない。一方で、正確なデータをとろうとするとそれなりの体制とお金がかかるので、その支援体制や助成制度等があることが望ましい。: 第5回住民参加部会 (030527)
- →河川管理者は、河川を**流域としてとらえず、もっと広い面として捉え、川に関わる間接的な行動** にも目を向けて、そこにいかに住民が関わっていくべきか、という視点から見て欲しい。(部会 長): 第5 回住民参加部会 (030527)
- ・淀川水系流域委員会との連携をはかるシステムが必要。自治体の参加については、利害や意見を 異にしたり対立したりする自治体間の意見が適正に反映されるよう、構成の適正さがより重要に なる。: 田村委員提出 (030603)

<水質改善について>

・アメリカでは、たとえば水質の改善計画が詳細に書かれたプログラムが存在し、○○年の間でこれだけ回復する、そのためにこのような作業をする、ということが書かれていて、その手法について住民参加で意見を聴くようになっている。その場合、例えば4つ程代替案があり、それぞれについて環境アセスメント、費用便益分析をした上で住民の意見が聴かれるので、住民も判断がしやすい。計画という概念についてどう考えるのか、水質改善のために単なる組織を考えるのか、アメリカの例のような実行プログラムを考えるのかが問題になる。: 第5回住民参加部会(030527)

他部会・委員会での主な意見・やりとり内容 環境全般

- ・「さまざまな主体の参画を積極的に推進し、多様な考え方・知識・技術・働きを融合して協働で取り組む」という提言の理念が反映されているかどうか、お聞きしたい。: 第 2 回環境・利用部会 (030327)
 - →十分な記述内容とは言えないが、説明資料(第1稿)の全体を通して、意識している。例えば、 5.1.2の「情報の共有と公開、住民との連携・協働」では、主に河川レンジャーに限定して書いているが、当然、住民団体や NGO、NPO とともに連携していきたいと考えている。(河川管理者): 第2回環境・利用部会 (030327)
- ・ある物質に対する閾値は生物によって大きく異なるため、基準値は意味がなくなる。そういう意味で、川と密接に関わっている人々の意見を無視しないことが重要であり、早めの対策が可能となる。住民の声を重視した管理をお願いしたい。: 第2回環境・利用部会 (030327)
- →**住民の自発的な水質モニタリングは面源対策にとって重要である。**今提案されている河川レンジャーも水質管理に大いに活用すべき。: *第2回環境・利用部会(030327)*

自然環境を回復する際の基準について

- ・提言では、今後の河川整備にあたっては、1960 年代前半を目標として強く意識することが重要だと提言しているが、これだけでは不十分。「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」というのがひとつの基準になる。実験を行って目標となる基準値を見つけていく必要がある。: 第3回環境・利用部会 (030410)
- →モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある。: *第3回環境・利用部会(030410)*
- ・河川管理者の法的な権力によってさまざまな基準を守らせていくのには限界がある。法律の基準にはない「飲める水」や「魚が棲める水」といった生物指標を達成していくためには、住民活力の利用や企業との契約等の手法による工夫が必要だ。また、河川管理者だけでは達成できない目標は、各官庁や企業で共同体(コンソーシアム)をつくり、流域全体を統合的にマネジメントしていく必要がある。: 第4回環境・利用部会(030417)

河川形状

- ・具体的な整備内容シート 環境-12 野洲川の河川形状の改善整備に関して。フローチャートを見ると、河川管理者が一方的に整備を進めていくように見える。住民参加など提言の理念が反映されていないのではないか。もう少し、詳しく書くべき。: 第3回環境・利用部会 (030410)
- →まだ検討すら行っていない段階である。「検討」から「実施」に移す段階で、委員会や住民に意見を聴いて実施していく。(河川管理者): *第3回環境・利用部会(030410)*

水質

<住民のオーナーシップ意識の醸成>

・河川へのアクセスを良くして、住民が川に親しむ機会が増えれば河川への関心が高まり、地域や 住民自らが主役となって水質を含めた河川環境を守っていこうというオーナーシップの醸成が期 待できる。そのような方向づけや仕組みづくりあるいは後押しするような取り組みを新しい制度 の中で考えてもらいたい。水質だけを切り取って議論しても展望は開けない。また、流域委員会 でも実現にむけた方向付けや課題等を示す必要がある。河川管理者だけでは難しい問題である。: *第3回環境・利用部会(030410)*

→水辺にふれあうためのアクセスの整備等は、河川管理者としてすぐに実施できる内容である。**人々が集まり、川への関心が高まることで、水質への改善につながる可能性はある**と思う。(河川管理者): 第3回環境・利用部会(030410)

<総合的な視点にたった水質管理>

- ・今までの水質管理は縦割りではあっても必要に応じて最低限必要な部分は連携しあい、統合的水質管理がある程度機能してきた。しかし、環境ホルモン等の問題や、住民の水質に対する意識の高まりや連携は従来の管理のレベルを超えてきている。制度的、仕組み的により積極的な水質管理を位置づけることが今後の課題である。: 第3回環境・利用部会(030410)
- ・身近に流れる川の水質管理はどこもやっていないのが現状。川のそばに暮らす住民が異変に最も 敏感である。物理化学分析、生物調査とあわせて住民の協力、参加を求めながら、官民連携して 総合的に管理することが望まれる。: 第3回環境・利用部会(030410)

<環境基準ではない、河川で保持すべき水質目標の設定について>

- ・せめてガイドライン的なものからでも始められないか。事例はある。: *第3回環境・利用部会(030410)*→河川だけでやるには限界がある。しかし、説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共
 有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありた
 い」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。: *第3回環境・利用部会(030410)*
 - →基本的にデータの共有化からと考えている。協議会の中にとどまらず、情報を公開し、住民もふくめた多様な意味での専門家との情報共有を重視している。(河川管理者): 第3回環境・利用 部会 (030410)
- ・循環利用の今、上・下流同じ負担が必要となる高度処理の時代となっていく。他の主体に河川サイドから「こうして欲しい」と言うためにも河川独自の水質基準は必要である。みんなが欲しい情報を提供し、市民をまきこんでいけばバックアップとなる援助がたくさん出てくるはずである。: 第3回環境・利用部会 (030410)

<モニタリングの実施と展開について>

- ・今後、水質のモニタリングや予測という観点に立てば、因果関係の追求のためにデータが求められるようになる。住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくとも一定以上の精度があれば情報提供していく方向が出てきてもいいのではないか。: 第3回環境・利用部会(030410)
- ・住民が河川のことに関心を持ってもらうための環境教育が重要だ。水を汚さないためにそれぞれが家庭でできることに取り組んでもらい、地域の川への関心を持ってもらうことが、やがて住民自らが監視・モニタリングに関与していくことに繋がる。: 第4回環境・利用部会 (030417)

<琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)について>

・説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。: 第

3 回環境・利用部会 (030410)

- ・広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者): 第3回環境・利用部会(030410)
- ・既存の活動機関との関係について役割分担等が発生するのではないか。中身の具体化がないと判断しにくい。: *第3回環境・利用部会(030410)*
- ・身近な河川は自治体が管理している。国はそれを繋ぎ、主導する立場となるべき。: 第 3 回環境・ 利用部会 (030410)
- ・説明資料(第1稿)には、「琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)を立ち上げて流域内の監視体制や 総負荷量管理の実施方策、住民参加を促すための方策等の課題に取り組んでいく」とあり、水質 に関する対応をすべてこの組織に投げている印象がある。河川管理者には水質問題に本気で取り 組む姿勢が見られない。この協議会をどのようにして具体化していくのか。また、水質汚濁防止 連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構等の既存の組織との関係を整理する必要もあるだろう。 これらの組織の実態も含めて、今後、説明頂きたい。: 第4回環境・利用部会 (030417)
- →現時点では、関係省庁と話を詰めて、水質管理協議会の枠をきちっと決め、スタートするという 状況にはない。今後、水質管理協議会について河川管理者がどのように考えているのか、また、 従来の組織がどのようなことをしているのか等を説明していく中で、ご指摘いただければと思っ ている。(河川管理者): 第4回環境・利用部会 (030417)
- →現段階では、具体的なところまで決定できていない。説明資料(第 2 稿)では、できるだけ協議会の内容がわかるような資料を出したい。(河川管理者): 第 4 回環境・利用部会(030417)

④ 説明資料 (第1稿) への部会としての意見・提案 () 内は部会での検討課題

〇環境全般

- ・モニタリングには、継続的に住民が参加する仕組みを検討すべき。
- ・項目ごとの縦割りでない参加の仕組みを検討すべき。
- ・住民が環境保全に貢献しているという実感を持ちながら、参画できる切り口を考えるべき。 (具体的な内容は)
- ・河川管理者だけでは達成できない目標については、流域全体を統合的にマネジメントできるように、各官庁や企業で共同体(コンソーシアム)を作ることを検討すべき。

〇河川形状

・具体的な整備内容シート 環境-12 野洲川の河川形状の改善整備について、住民参加など 提言の理念が十分に反映されていないので、もう少し詳細を記述すべき。

〇水質

・水質管理協議会にて行うべきこととして、「5)自治体間等での連携を進めるため、どういう施策を行うべきかを検討する」を追記してはどうか。

(部会としての意見とするか、自治体間等での連携のための施策とは)

- ・水質管理協議会は流域委員会との連携をはかるシステムが必要。
- ・水質管理協議会をもっと具体化すべき。

(3) 治水分野(4.3、5.3)

検討の論点

- ・「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とは(沿川住民における自衛のあり方等)、 そのための自治体、企業の役割は
- ・住民との連携について必要な事項はないか (どのような視点での連携が必要か、連携方策は、など)
- ・自治体、関係機関との連携はこれで良いか

住民参加部会での主な意見・やりとり内容

治水全般

- ・ダムの説明には代替案の説明もあったが、治水の部分ではそれがない。代替案の検討はあったのか。: 第5回住民参加部会 (030527)
- →今回堤防強化を一つの柱としているが、従前の考え方では不十分であったのでこのようになった、 という説明をさせていただいた。この従前の考え方というのはある意味代替案であったと理解し ているが、まだその他の代替案もあるので、それについては整備内容シートを充実させて示して いきたい。(河川管理者): 第5回住民参加部会(030527)
- →専門家でない住民は一つの案だけ出されても意見が言いにくいが、いくつかの代替案があって比較すると言いやすくなる。また、説明の際に急にパワーポイントを見せられるより、計画書の中で代替案を書いて説明している方が意見を言いやすい。: 第5回住民参加部会 (030527)
- →説明資料と整備内容シートの両方を使って住民の方々に説明していく考えであり、代替案が考えられるものについては整備内容シートの方に記載していきたい。(河川管理者): 第5回住民参加部会(030527)
- ・現在の河川では、ゴルフやバーベキューなどができるため、「恐ろしい」という観念はなくなっている。そのような住民の認識を招いたことに対し反省の言葉が整備計画にあるべきではないか。: 第5回住民参加部会(030527)

他部会・委員会での主な意見・やりとり内容

洪水

<情報提供>

- ・「治水・防災」の「情報提供」ところで、グラフィック等を用いるなどの工夫を凝らして、わかり やすく興味をもてるような形での情報提供を考えられないか。: *第21回琵琶湖部会(030129)*
- →p11 で「リアルタイムでマスメディアへ提供」の部分で記しているように、インターネットを使ってリアルタイムに表示できる仕組みを作る等の工夫をしているので、ここを今後拡充していきたい。(河川管理者): 第21回琵琶湖部会(030129)
- →インターネットだけではなく、太鼓の鳴らし方で火事の場所を知らせるなど、先人の知恵を生か した情報伝達の方法等に学べることはないだろうか。: 第 21 回琵琶湖部会 (030129)
- ・ハザードマップは周辺住民への周知徹底が重要だ。川西市の場合、約5年前に配布されたきりに なっている。国の直轄管理区間についてはハザードマップが公表されているが、猪名川の川西市

地域は県の管理であり、実際にどこまでマップ作成が進んでいるのかよくわからない。事態の改善をお願いしたい。: 第1回治水部会 (030308)

- ・ハザードマップが公表されたことにより、土地利用にどのような変化があらわれたのか、既に公表されている地域について実例のデータがあれば、紹介して頂きたい。: 第1回治水部会(030308) →最も早くできたものでも3年前でありデータはない。おそらく、実態としては、マップが公表されたことによって土地利用が変化した例はないのではないか。今後は、水害ポテンシャル低減協議会において、議論し実行に移していきたいと思っている。(河川管理者): 第1回治水部会(030308)
- ・市民には、河川管理者が当然だと考えていることが伝わっていない。例えば、越流すると堤防が壊れてしまう事実や高い堤防がかえって被害ポテンシャルを高めていること、狭窄部を持つ河川の恐怖などを市民にきっちりと説明する必要がある。: 第1回治水部会 (030308)
 - →ご指摘の点に関しては、説明資料(第1稿)の説明会で住民の方々に説明してきたが、確かに河川管理者と住民の方々の間には考え方や言葉のギャップがあり、理解し合えなかった部分もある。 今後も引き続き住民説明会を開催し、平易な言葉や図表などを用いてわかりやすい説明を行っていきたい。(河川管理者): 第1回治水部会(030308)
 - →大人だけではなく、関心を持った子どもたちに河川のことを伝えていく努力も必要だ。: *第 1* 回治水部会 (030308)
- →次の世代を担う子どもたちに河川のことを理解してもらわなければ、どれだけ素晴らしい河川整備計画を作ったとしても、うまく引き継ぐことができないだろう。説明資料は、大人でもわかりにくい点が多く、まして子どもには、まったくわからない内容となっているため、小学生高学年にも理解できるような資料の作成も検討している。(河川管理者): 第1回治水部会(030308)
- →一般の方から委員会に寄せられている意見の中で、「委員会は治水を軽視しているのではないか」という意見がある。委員会は、治水をレベルアップするための方策を検討しており、決して治水を軽視しているつもりはないが、一般の方の中には誤解されている方もおられる。委員会も、よりわかりやすい説明をしていく責任があるだろう。(部会長): 第1回治水部会(030308)

<流域対応>

- ・河川審議会答申や流域委員会の提言に記されているように、洪水に対しては、堤外地(河川側)、 堤内地(都市側)での対応の両方が関係してくる。堤内地に対して流域としてどのような治水を 行うか、河川整備計画にはどの程度盛り込まれる見通しか。: 第2回治水部会(030327)
- →河川管理者だけでは出来ないことが多いため、説明資料(第1稿)では被害ポテンシャル低減対 策として協議会を設置して関係自治体、機関等と連携していくことを考えている。特に避難誘導 に関しては、淀川下流部には地下街が多いため、ソフト、ハード一体となった対策が必要である。 (河川管理者): 第2回治水部会(030327)
- →流域対応については、従来から総合治水で対応しようとして出来なかった。何故できないか、ということを踏まえて記述頂きたい。: *第2回治水部会(030327)*

< 堤防強化対策について>

- ・堤防強化の優先順位が示されているが、そこに至る過程で住民は関われないのか?: $\hat{\pi}$ 3 回治水 部会 (030410)
- →優先順位についても原案に示される。その内容については住民の方からも意見を聞き、議論をしていきたい。: 第3回治水部会 (030410)

<狭窄部上流の浸水被害対策について>

・対策を行って安全になればなるほど、人が集まり、洪水ポテンシャルは高まってしまう。例えば、ハザードマップ等により読みとれる危険度に応じて、望ましい土地利用を積極的に訴えかけるところまで考えなければならない。: 第3回治水部会(030410)

<被害ポテンシャル低減対策方策協議会について>

- ・被害ポテンシャル低減対策方策協議会について、どのようなイメージを持っておられるのか。特に土地の利用誘導は、河川管理者だけで実現できるものではない。: 第3回治水部会 (030410)
 - →地域特性に合わせて、河川ごとに分科会をつくり、様々な関係者(沿川自治体、地下空間管理者、 気象台、防災関係機関、農業・林業関係、ライフライン関係等々、具体的な整備内容シート 治 水-5 参照)とともに考えていきたい。避難誘導についてはシート治水-6 に、土地利用誘導につ いてはシート治水-7 に記載していることを考えている。(河川管理者): 第3回治水部会(030410)
 - →地域特性を考慮して協議会をつくり、さらにそれが住民に周知徹底されるシステムまでつくることが重要だ。また、平常時から行うことと危機管理として行うことと両方必要である。: *第3* 回治水部会 (030410)
 - →まだまだ、河川管理者がリードしようとしている観がある。**地方自治体が主だということを強く 打ち出していかないとといけない。**: *第3回治水部会(030410)*

<情報伝達・避難について>

- ・洪水被害の多くは夜間に発生する。昼間と夜間では、情報の提供や伝達システムも違ってくるはずだ。どのような対策を考えておられるのか。: 第3回治水部会(030410)
- →現在の情報提供システムは、基本的には 24 時間体制で行われている。しかし、住民の避難については、密に情報を提供していくしかないというレベルにとどまっている。常日頃から、堤防のもろさと水害の恐ろしさを発信し続け、その上で自治体と連携していくしかないと考えている。 (河川管理者): 第3回治水部会(030410)
- ・洪水が起こった時には停電することが多く、伝達のシステムが途切れがち。人が臨機応変に対応するには日頃からの防災教育が必要。: *第3回治水部会(030410)*

<治水の考え方について>

- ・治水に対して河道対策とダムだけで良いのか、という考え方もある。説明資料(第 1 稿)に「洪水被害ポテンシャル低減対策」として記されているが、現状維持なのか機能強化する攻めの姿勢なのかが不明であり、物足りない。河道やダム以外へ現状以上の流量配分を設定する、或いは、公共施設の土地利用誘導だけではなく、民間企業や住民に補助金を出す等の努力を積極的に行っていくべき。: 第 4 回治水部会 (030414)
- →説明資料(第1稿)には、まず情報伝達、次に被害ポテンシャルの低減、3番目に堤防、との考えで、この順番で記している。土地利用誘導等については現状維持ではないが、今すぐ達成できることではないと考えた計画となっている。(河川管理者): 第4回治水部会(030414)

④ 説明資料(第1稿)への部会としての意見・提案 ()内は部会での検討課題 ・治水に関しても、検討した代替案を記述していただきたい。住民は、代替案があった方が

・治水に関しても、検討した代替系を記述していたださだい。住民は、代替系があった方が
意見を言いやすい。 ・住民が河川の危険性を認識しなくなってしまったことに対する反省を記述すべき。
・任氏が何川の危険性を認識しなくなってしまったことに対する反省を記述すべき。 ・ハザードマップについても直轄区間だけでなく、直轄以外の区間の周辺住民への周知を徹
・バリートマックについても直轄区間だりでなく、直轄以外の区間の周辺住民への周知を徹 底するように自治体などに働きかけるべき。
・インターネットに加えて、古くから住民が行ってきた情報伝達の方法についても、取り入
れて欲しい。

(4) 利水分野(4.4、5.4)

検討の論点

- ・水需要管理・節水社会づくりに向けた住民の役割とは
- ・住民との連携について必要な事項はないか(水利用に直接関わる人のライフスタイル転換 のための指針、推進団体の設置、など)
- ・節水型産業社会づくりをどうすすめるか
- ・自治体、関係機関との連携はどうすすめるのか
- ・渇水時の対策づくりに住民がどのように参画するか

住民参加部会での主な意見・やりとり内容

<水需要の精査確認>

・治水もそうだが、利水は加害者と被害者の関係がはっきりしており、論点もはっきりしているので、その論点を徹底的に議論できる仕組みをつくらなければならない。また、ダムについて治水でも利水でも何も記載されていないが、それぞれに関する部分を明確にしないと議論ができない。利水については、精査確認のやり方からその結論までを示した上で、関係住民と行政、自治体との議論の場をつくるべき。: 第5回住民参加部会(030527)

<水需要の抑制>

・蛇口の向こうにあるのは水道局でなく川であり、自分達が流した水も川に行くことを住民に意識 させ、渇水対策や水需要の抑制に参加させる取り組みが重要だ。河川レンジャーはこのような取 り組みもすべき。: 第5回住民参加部会 (030527)

<渇水への対応>

- ・「**渇水対策会議」の改組について、第 2 稿ではより具体的なイメージ**を出していただきたい。: *村* 上委員提出 (030527)
- ・「水利用の適正化に関する検討会」を開くことを提案する。地下水を含めた水利用の実態把握とその将来設計を、学識経験者や住民団体を交えて行う研究会である。: *村上委員提出 (030527)*

他部会・委員会での主な意見・やりとり内容

<全体的な意見>

- ・河川管理者の権限内で実施できることについてもっと言及すべき
- →水資源開発自体が河川管理者の仕事ではないなど**利水については我々だけではできないことが多く、水利権の関与等しかできないのが正直なところ。できる範囲の一つとして、協議会を考えた。** (河川管理者): 第3回利水部会(030414)
- →協議会等を活用しながら2、3年のスパンで一生懸命**縦割りを排し水需要管理を実現したい。**(河 川管理者): *第3回利水部会(030414)*

<水需要管理、他との連携に関する主な意見>

・水需要管理の考え方や方向性は非常によくまとめられているが、実際に具体化していく場合には、 河川管理者の権限外の分野にまで範囲が及ぶだろう。農業用水や工業用水など、従来のやり方の 延長線では扱うことの難しい分野をどう具体化していくのか、利水部会での議論を教えて頂きた

い。: 第19回委員会(030327)

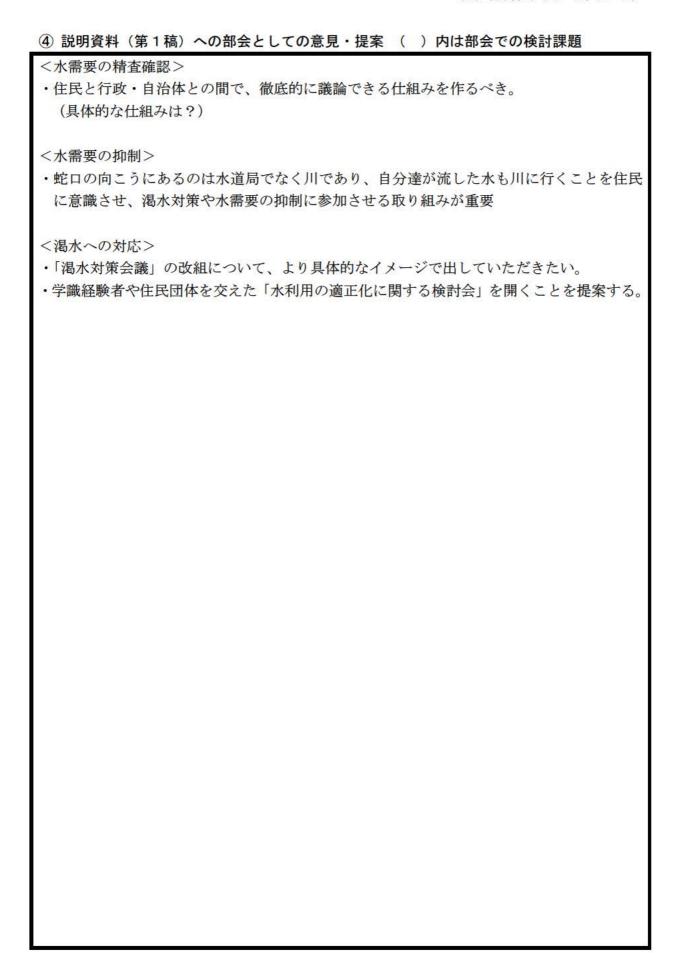
- →利水部会では、国土交通省だけではできないことも含めて議論しておくべきだというスタンスで 審議を進めている。特に、水需要管理の主体は誰なのかといった問題については、国と自治体で 連携して進めていくことが重要であり、これまで水の供給管理を行ってきた河川管理者はコーディネーターの役割を担っていくべきだといった議論が行われた。(利水部会長): 第19回委員会 (030327)
- →水需要の精査・確認や工業用水の用途間転用の調整は河川管理者が行えることだが、水需要の抑制を直接行うことは難しい。このため、説明資料(第1稿)では、「渇水調整会議を、水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整」を行うとしている。(河川管理者): 第19回委員会(030327)
- →水質についても流域全体で対応していかなければならないことだが、現在の河川管理者の権限は河川の中だけに限られており、対応には限界があるため、自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)を設立して、水質問題に取り組んでいく。(河川管理者): 第19回委員会(030327)
- ・統合的な流域管理において、河川管理者の権限外の問題をどう扱うべきか、委員会からも具体的に提言すべきだ。方向としては2つあり、関係省庁間の協定や覚書などの形で進める場合と住民をクッションにして進める場合がある。現行法の枠内でできることはたくさんある。: 第19回委員会(030327)

<協議会について>

・協議会は水需要の精査・管理を実現するために必要だが、そのイメージや方向性を明確にすべき: *第3回利水部会(030414)*

<その他>

・水需要予測に関して、現在は供給側からの視点しかない。**消費側の実態を把握するために、委員** 会でアンケートを実施してはどうか。: *第3回利水部会(030414)*



(5)利用分野(4.5、5.5)

検討の論点

- ・住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは
- ・住民との連携をどう推進するか
- ・自治体、関係機関等との連携はこれで良いか

住民参加部会での主な意見・やりとり内容

水面

- ・5.5.1の淀川水面利用協議会のところには、住民の参加について書かれていない。既存の淀川水面 利用協議会には住民の代表が入っているのかもしれないが、そうであるならどのような方が入っ ているのか知りたい。また、協議会を通して住民参加をするということなら、その活動過程でど のような住民参加が行われるべきかをここに入れるべき。: 第5回住民参加部会 (030527)
 - →既存の組織に住民がどのような形で参加しているのか、今はわかりかねるので、確認してまた報告する。(河川管理者): *第5回住民参加部会(030527)*
- ・水面利用協議会と河川利用委員会の関係はどうなるのか。: 第5回住民参加部会 (030527)
- →水面利用は水上でマリンスポーツ等を行う利用、河川利用は河川敷の利用として区別している。: 第 5 回住民参加部会 (030527)
- ・「淀川大堰下流への移設を検討」について、下流の中でも自然保護、環境問題に配慮された特別地域内での移設を検討、とすべき。: 小竹委員提出 (030603)

河川敷

<方針>

・グラウンド等をつくって防災の気持ちさえ失わせたという反省に基づくなら、4.5.2の(1)の最後の4行「しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用についてはここの案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする」は削除すべき。そうしないと住民参加の水質モニタリングや環境のモニタリング、アセスが活きてこない。: 第5回住民参加部会(030527)→その部分は環境面から見た利用、あるいは狭い日本の土地利用の問題としてなど、幾つかの議論があると思うので、河川管理者に判断してもらわなければならない。その結果出た第2稿に対して、また意見を言ってもらいたい。(部会長): 第5回住民参加部会(030527)

<河川利用委員会について>

- ・地域毎に河川利用委員会を設置し、案件毎に意見を聴くということだが、その際公園の付近の人の意見だけではなく、自然保護団体の意見も聴く等が必要ではないか。: 第 5 回住民参加部会 (030527)
 - →河川利用委員会は、利用の申請が出された際にその是非を検討するものであるが、環境、都市計画の専門家の方々や流域の自治会の方に参加して頂き、申請者と河川管理者は入らず**委員会が住民に意見を聴く**形を考えている。このことについては第2稿でまた委員会に諮りたい。前回"保全"がないという意見があったので、名称の変更も考えている。(河川管理者): 第5回住民参加部会 (030527)

・河川利用の調整における河川管理者の役割は、(1)利害関係者同士の議論・合意形成の場を設けること、(2)河川環境や直接の利害関係にない住民へ迷惑や被害が生じないように規制をすること、だと考える。利用委員会については、表記のスタンスでやっていただきたい: 村上委員提出 (030527)

他部会・委員会での主な意見・やりとり内容 全般

- <河川利用委員会(仮称)などの組織について>
 - ・説明資料(第 1 稿)で河川利用委員会(仮称)や水面利用協議会等利用をコントロールする組織について述べられているが、まず、このような組織を設置するのかということ、そしてその位置づけや名称について先に議論をまとめた方がよいのではないか。: 第2回環境・利用部会(030327)
 - ・「水面利用協議会」「河川利用委員会(仮称)」等を記述した趣旨は?: 第2回環境・利用部会(030327) →水上バイク等の淀川での利用により騒音等の苦情が出ていることから、その対策にあたる淀川水 面利用協議会を既に設置しているが、阪神大震災の経験から緊急物資の輸送に舟運が有効である ということで、今後の舟運について検討するにあたっても既存のこの協議会を活用することを考 えている。これらは水面利用ということで整理させていただいている。また、高水敷の利用に関 しては、基本的には縮小していく方向であるが、様々な立場の方の意見を聴き対立を調整する組 織として河川利用委員会(仮称)の設置を考えている。(河川管理者): 第2回環境・利用部会 (030327)
 - →河川に関わる自治体も含めて広く利用を考える協議会ということか。(リーダー): 第2回環境・ 利用部会 (030327)
 - →説明資料(第1稿)では沿川自治体もあげているが、構成メンバーについてはまだ検討中であり、 学識経験者や都道府県単位の大きな視野で考えられる方に入っていただく、地域住民は委員とし て参加ではなく案件ごとに意見を聴く場を設ける、等を考えている。(河川管理者): 第2回環 境・利用部会 (030327)
 - →これまで河川の利用は河川管理者に任されながらもその裁量でできることは少ないという実態があったのではないかと思うが、河川利用委員会等を設置するのであれば、様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにすべき。また、それ以前に現行の法律を改正しなくてもいいような委員会の構成にしてほしい。: 第2回環境・利用部会(030327)
 →河川毎に委員会を設置するとグラウンド等に利用したいという意見が強くなるのではないか。上流から下流まで様々な価値観があると思うが、ここはだめだがここは可能であるなど全体を調整する委員会のような場が必要だ。全体を見通す委員を各河川の委員会に入れるということだが、全体の中でどう捉えていくのか。: 第2回環境・利用部会(030327)
 - →基本的には提言の理念に沿ってグラウンド等の施設は縮小する方針で考えているが、実際には沿川の住民や自治体からの要望が強く、上流から下流まで一律でグラウンド等の施設を毎年 % ずつ縮小するというのは、現状を踏まえると少し乱暴ではないかと考えている。そこで、地元からの申請があった場合や現在許可している施設の更新時期がきたときに、利用委員会のような場で大局的に見てもらえる学識経験者の方々と申請者の意見を聴き、最終的には委員会ではなく、河川管理に対して責任がある河川管理者が判断する。一律の理念の議論ではなく、個々の事情に応じた議論になってくると思うので、水系全体で会議の場を持っても議論にはならないと思う。地元のことをよく知っている人たちやその河川に造詣の深い方々が集まった意見交換でないとま

ずいのではないかと思っている。全体的な考え方は、整備計画をチェックする流域委員会のような場で議論していただきたい。(河川管理者): *第2回環境・利用部会(030327)*

- ・自治体が出している意見収集等を見ると、提言と対立する意見が大半である。このように意見の 食い違いが大きい場合、合意形成や社会的な理解を得ていく場としても協議会のような組織は必 要だ。: 第2回環境・利用部会(030327)
- →利用派の声が大きいためにその意見が多数派であるように思われがちであるが、アンケート等を 見ると実際にはむしろ自然保全派が多いことがわかる。**声の大きい人の意見だけが通らないよう**、 協議会等での適正な判断ができるようにすべき。: *第2回環境・利用部会(030327)*

<利用のあり方、目標>

- ・関係省庁との協定や住民参加によって、少なくとも堤防から 50~100m の範囲での堤内地(河川の外)の利用規制を検討するべきではないか。: 第4回環境・利用部会 (030417)
- ・泳げる川、遊べる川を実現するためには、親水公園等のハード面の整備だけではなく、**しっかり** とした安全教育も考えなければならない。: 第4回環境・利用部会(030417)

水面

・瀬田川の水面利用については、国が率先してしっかりとした利用規制をしていくべきだ。説明資料(第1稿)の23ページでは、瀬田川の水面利用については滋賀県の条例との連携を図って規制を検討するとあるが、滋賀県のレジャー利用規制の条例は評価できる内容ではない。むしろ、国が率先して整備計画の中で水上バイク等の利用規制をしっかりと位置づけていくべき。: 第4回環境・利用部会(030417)

河川敷

<自治体や住民との連携>

- ・高水敷の段階的な切り下げや利用の見直しについて、日頃から河川敷を利用していて、見直しに 反対している住民との調整をどうとるのか。: 第 21 回琵琶湖部会 (030129)
- →提言の内容にそって、p24 に「本来、河川敷以外でも可能なスポーツ施設等は縮小していくことを基本とする」としているが、地域の強い要望もあるため、地域毎、河川毎に河川利用委員会(仮)を設置し、そこで議論していこうと考えている。利用の問題はマニュアルで画一的に対処すべきものではないと考え、このような案を出した。(河川管理者): 第21 回琵琶湖部会(030129)
- ・グラウンド等の高水敷利用を積極的に推進している自治体に対し、「本来堤内地にあるべきグラウンドなどは堤内に戻す」と提言の内容を一方的に押し付けるだけで良いのか。十分な話し合いと合意形成が必要である。: 第3回環境・利用部会(030410)
- ・流域委員会は、20、30年先のことを考え、自治体は、直近のことを考えている。もう少し将来のことを見据えて考えるように、社会全体に投げかけていくべきではないか。: 第3回環境・利用部会(030410)
- ・高水敷利用の存続を希望する利用者は社会全体のごく一部に過ぎない。社会全体の大半を占める サイレントマジョリティとの合意形成も必要である。利用者とそれ以外の人たちとの合意形成を 経て初めて本当に理想的な高水敷利用が実現できるのではないか。: 第3回環境・利用部会(030410) <河川利用委員会について>
 - ・利用委員会の実態が不明確である。委員会のあり方、人選・構成等をどうすべきか意見を出して 欲しい。(リーダー): 第3回環境・利用部会 (030410)

- ・利用委員会は新設・更新については検討を行うようだが、既存施設の見直しはしないのか: 第3 回環境・利用部会 (030410)
- →する。現在の施設は縮小するのが基本的なスタンスだが、今すぐというのは不可能である。また、 新設とは、新たに作るものを、更新は、既に存在するものを指す。既に存在するものを更新する 際には、利用委員会にかける、ということをここで述べている。(河川管理者): 第3回環境・ 利用部会(030410)
- ・既にあるグラウンドを存続するかどうか、は利用委員会が判断するのか?: 第3回環境・利用部 会(030410)
- →いいえ。利用委員会から意見を聞いた上で、河川管理者が判断する。(河川管理者): *第3回環境・利用部会(030410)*
- ・利用委員会に河川管理者が委員として入るのか。: 第3回環境・利用部会 (030410)
- →河川管理者が意見を聴くための委員会であるので、河川管理者は入らない。(河川管理者): *第* 3 回環境・利用部会 (030410)
- ・今後、提言の内容を実現する上で利用委員会が重要な役割を果たす。利用委員会という言葉だけが一人歩きしないように、利用委員会の趣旨、実体を河川管理者は早く明確にし、充実させることが重要である。: 第3回環境・利用部会(030410)
- →まだ具体的にイメージは確定していない。次の稿には書きたいと考えている。是非、流域委員会から提案してほしい。(河川管理者): *第3回環境・利用部会(030410)*

④ 説明資料 (第1稿) への部会としての意見・提案 () 内は部会での検討課題

○全般<河川利用委員会などの組織について>・様々な関係者を取り込んで総合的な判断のできるリバー・オーソリティーのようにすべき。・水面利用協議会に、どのような住民参加が行われるかを記述すべき。
○河川敷・河川利用委員会が、意見を聞く際には、自然保護団体の意見も聞くべき。・河川利用委員会の主旨、実体を明確にし充実させるべき。

(6)ダム(4.6、5.6)

検討の論点

- ・ダムの計画実施における判断決定の第3者機関の設置の方法
- ・住民との連携のあり方(ダムについて理解を深めるための取り組み、住民団体、地域組織等と情報共有しながらの精査、確認と結果の周知徹底等)
- ・住民同士の連携、対話づくりのあり方

住民参加部会での主な意見・やりとり内容

<ダムの必要性について>

- ・利水目的が治水目的に、そして環境保全目的に、とダムの必要性の根拠がころころ変わることに、 住民は不信感を抱く。必要性を誰がどう決めるのか、という疑問が出てくる。また、これまで水 の使い捨て社会が構造的につくられてきたが、水は使いまわせば 10 が 100 にもなる。このことも 考慮し、水政策や水哲学がこのダム議論の中に入ると、社会の信頼も少しは得られるのではない か。: 第5回住民参加部会 (030527)
- ・精査確認ができていない状態で、既設ダムの目的を変更してまで新設ダムを推進しようというのはおかしい。また、ダムの建設コストについては住民によく説明し、それだけのコストをかける必要性を納得してもらえるようでなければならない。: 第5回住民参加部会 (030527)
- ・先日のダムの説明で代替案の説明もされていたが、その代替案の説明のプロセスが簡単すぎて納得できるものではなかった。また、費用効果分析は出されていたが、費用便益分析も必要である。費用効果分析では、既に投入された用地買収費や工事費は参入されていない一方で、代替案の方は新たにかかる費用を出して分析していた。ダムの寿命による償却費等の説明もなかった。環境に対する影響については、ダムをつくるとこれだけ環境に良いという説明はあったが環境に悪い面の方はあまり説明されなかった。もう少し公平で丁寧な、客観的に判断できるような説明がないと誘導のようになる。: 第5回住民参加部会(030527)

<住民との合意、連携等について>

- ・ダムの場合、既に技術が確定していてプロセスが見えているが、例えば遊水地は目に見えないところでの地道な苦労の結果つくられてきた。住民参加は行政組織の中で評価されずしんどいと感じているが、それは努力した成果が見える、物ができたということを好む日本社会の価値観に問題がある。目に見えない苦労を評価する行政システムや社会とならなければならないことを行政の担当者も理解してほしい。: 第5回住民参加部会(030527)
- ・提言には、ダムの建設について住民の社会的合意ということを述べているが、第 1 稿にはこの言葉がない。なぜ欠落したのか教えてほしい。(部会長): 第5回住民参加部会(030527)
 - →ダムに限らず全てにおいて、住民の合意を得て実施していくことを前提としている。「妥当と判断される場合に実施する」と書いているが、それは住民の社会的合意が得られているかを踏まえて判断することだと認識している。(河川管理者): 第5回住民参加部会(030527)
- ・川上ダムの見直し案の説明で、これまでの経緯から地元の合意を得るのは不可能である、と想像で簡単に決め付けていた。少なくとも住民の意見を聴いてから、その結果、やはり難しい、という表現にすべきだと思う。(部会長): 第5回住民参加部会 (030527)
- ・全てのダムが見直し、検討になるとの説明があったが、その際河川管理者が見直すだけでなく、

住民が参画して一緒に見直すことが必要だ。: 第5回住民参加部会 (030527)

他部会・委員会での主な意見・やりとり内容

<住民との合意等について>

- ・住民の合意を得るプロセスが一切書かれていない。: 第20回委員会 (030421)
- ・p26~「ダム」では、ダム計画の内容を見直す際に踏まえる事項がいくつか述べられているが、この中に「住民意見の反映」に関する事項が抜けている。: *第21回琵琶湖部会(030129)*
- →当然のことだと考え、記述していない。(河川管理者): 第 21 回琵琶湖部会 (030129)
- ・住民に対しても「川の中だけではできない」、ということを示すのが河川管理者の使命。その場合、大きな降雨があった場合、これだけ減らしますよ、というのはあるが、これだけ浸かりますよというのも示して欲しい。こうすれば大丈夫というデータだけでは住民側の対応も期待できない。: 第20回委員会(030421)
- ・総合治水と言う文言は書いてあるが、不十分である。河川管理者が十分な提案ができない理由に次の2つがある。1つは、河川しか見ていない。川上ダムの場合、550箇所の溜池の嵩上げ、395ha の水田の遊水地化は確かに無理だが、地域を面的に見た場合、ここの部分は溜め池として、ここは遊水地といった地域で少しでもダムを小さくできるだろう、という現実的な案ができるはず。もう1つは、これまで地元の方の納得を得てやってきた知恵があるのに、これからの遊水地はゼロであるというように地域の人々の意識や社会の仕組みに関するイメージがないためである。是非、その点は考えて欲しい: 第20回委員会(030421)

<ダムに関する意見聴取について>

・ダム問題を考える会を開く場合、建設予定地域の住民や自治体は多分集まりやすいが、下流の住民、関心を持っているグループなどが集まれるかどうかが問題である。そこで、住民意見の聴取を実施する際には、関心の高い市民団体について事前にモニターのような形で登録しておき、説明会の開催予定等の情報を発信する必要がある。: 第 21 回琵琶湖部会 (030129)

④ 説明資料(第1稿)への部会としての意見・提案 ()内は部会での検討課題 ・住民が納得できるように、ダムの目的、必要性で十分に説明すべき

・住民が納得できるように、ダムの目的、必要性で十分に説明すべき。 ・ダムの見直しについては、河川管理者だけでなく、住民も一緒に見直す必要がある。
・住民参加は、行政組織の中で十分に評価されていない。目に見えない苦労を評価する行政
システムを検討すべき。